

# 広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱

令和5年4月1日制 定  
令和5年6月1日一部改正  
令和6年6月1日一部改正  
令和7年6月1日一部改正  
令和8年4月1日一部改正

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 広島県水道広域連合企業団（以下、「企業団」という）が発注する建設工事の請負契約を締結する場合の、指名競争入札に参加する者及び随意契約の相手方とする者の選定等については、企業長が別に定めるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。

2 この要綱において「建設業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する者をいう。

3 この要綱において「指名業者」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第1項の規定により指名競争入札に参加させるため指名する建設業者をいう。

4 この要綱において「県内業者」とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙2(1)又は別紙2(2)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。）を県内に有する者をいう。

## 第2章 資格の審査及び認定

### (資格審査)

第3条 広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程第6条本文の資格は、建設業者が提出した建設工事等入札参加資格審査申請書に基づき、建設工事入札参加資格等審査会に諮って認定する。

2 建設工事入札参加資格等審査会の設置及び運営については、別に定めるところによる。

3 第1項の資格の認定に際しては、別表第1左欄に掲げる工事の種類（以下「業種」という。）ごとに同表右欄に定める等級に区分した格付けを行うものとする。

### (資格者名簿)

第4条 企業長は、前条の規定によって資格の認定を行ったときは、その結果に基づき、建設工事等入札参加資格者名簿を作成する。

## 第3章 指名業者の選定

### (選定基準)

第5条 指名業者の選定は、適正な施工を確保するための施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

2 指名業者は、別表第2左欄に掲げる発注工事の種類ごとに、同表中欄又は右欄に掲げる業種について資格の認定を受けている建設業者（以下、「資格者」という。）のうちから選定するものとする。

- 3 指名業者は、業種別年間平均完成工事高の額が一定の金額以上の資格者のうちから選定するものとする。ただし、企業長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
- 4 選定する指名業者の数の標準は、別表第3のとおりとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、指名業者の選定は、次に掲げる事項を総合的に判断して行わなければならない。
  - (1) 地理的条件
  - (2) 不誠実な行為の有無
  - (3) 経営状況
  - (4) 工事成績
  - (5) 手持工事の状況
  - (6) 工事についての技術的適性
  - (7) 安全管理及び労働福祉の状況
  - (8) 同種の工事についての経験
  - (9) 技術者の状況
  - (10) 工事に係る設計業務等の受託者との関係性
  - (11) 災害復旧工事等の受注実績
- 6 入札前において、現に指名している資格者について前項各号に掲げる事項に関し不適切な事実が生じた場合には、当該資格者の指名を取り消すものとする。

(発注金額による格付けの区分)

第6条 指名業者の選定に当たっては、発注工事の種類に応じて、別表第4の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けを有する資格者から選定するものとする。

- 2 次の各号の1に該当する資格者のあるときは、前項の規定にかかわらず、当該資格者のうち、発注工事の種類に応じて、別表第5の請負対象設計金額欄の区分ごとに同表の格付けの欄に定める格付けを有する者を指名することができる。
  - (1) 発注工事に継続する従前の建設工事を現に施工し、又は施工していた者
  - (2) 発注工事の施工箇所付近で、他の工事を現に施工し、又は同時期に施工する者
  - (3) 発注工事と密接な関連のある工事を直近若しくは現に施工し、又は同時期に施工する者
  - (4) 発注工事の施工箇所付近に建設業法第3条第1項の営業所を有している者

(選定基準の特例)

第7条 次の各号の1に該当する場合は、前条に規定する資格者より上位の格付けを有する資格者を指名業者として選定することができる。この場合においては、それぞれの場合の事情に応じて、第5条第4項の規定による指名業者数の標準によらないことができるものとする。

- (1) 緊急に施工する必要がある災害復旧工事、維持修繕工事、防災関連工事等を発注しようとするとき。
- (2) 別表第6に定める高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事を発注しようとするとき。

2 前項に掲げる場合のほか、発注工事の内容又は施工箇所の地域の特性等により、企業長が特に必要と認めたときは、前条に規定する資格者以外の者を指名することができるものとする。

#### 第4章 随意契約の相手方の選定基準

(選定基準)

第8条 地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約による場合の契約の相手

方の選定については、第5条第1項、第2項、第3項及び第5項の規定を準用する。

- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある資格者を随意契約の相手方に選定しようとする場合においても、前項の規定は適用する。
- 3 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約による場合は、原則として当該競争入札に参加した者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

## 第5章 選定手続き

### (選考委員会の設置)

第9条 事務局長等及び地方機関の長は、それぞれ、指名業者等選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設けるものとする。

- 2 前項の選考委員会は、別に指名する者をもって構成する。

### (審査)

第10条 指名業者の選定又は随意契約の相手方の決定に当たっては、選考委員会の審査を経なければならない。

### (選考委員会の運営等)

第11条 選考委員会の運営等については、事務局長等及び地方機関の長がそれぞれ定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に手続が完了しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が行う建設工事に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、要綱第2章に規定する資格の審査及び認定については、広島県が作成する建設工事等入札参加資格者名簿を準用し、企業団建設工事等入札参加資格者名簿とする。
- 5 第3項に規定する期間において、企業団事務局本部及び広島水道事務所以外の地方機関が行う建設工事については、市町規則（当該地方機関の所在する市町が現に定めている規程（旧市町上水道事業に関連するものを含む）に相当する規則をいう。）をこの要綱とみなして適用する。
- 6 第3項に規定する期間において、企業団本部及び事務所については、各事務所の所在する県市町が作成する建設工事等入札参加資格者名簿を準用し、各事務所の建設工事等入札参加資格者名簿とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 令和8年4月1日改定については、令和8年4月1日以降に公告する工事から適用する。

### (経過措置)

2 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間は、三原事務所及び廿日市事務所が行う建設工事については、第3条第3項の規定における別表第1によらず、別紙1に定める等級に区分した格付を行うものとする。

3 前項に規定する期間において、三原事務所、東広島事務所及び廿日市事務所が行う建設工事については、第6条第1項における別表第4及び同条第2項における別表第5によらず、それぞれ別紙2(1)及び(2)に定める格付を有する者を選定するものとする。

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 業種別格付表

業種	格付け
土木一式工事	A、B、C、Dの4段階
プレストレストコンクリート工事	なし
建築一式工事	A、B、C、Dの4段階
大工工事	なし
左官工事	なし
とび・土工・コンクリート工事	A、B、C、Dの4段階
法面処理工事	A、B、C、Dの4段階
石工事	なし
屋根工事	なし
電気工事	A、B、C、Dの4段階
管工事	A、B、C、Dの4段階
タイル・れんが・ブロック工事	なし
鋼構造物工事	A、B、C、Dの4段階
鋼橋上部工事	なし
鉄筋工事	なし
舗装工事	A、B、C、Dの4段階
しゅんせつ工事	A、B、Cの3段階
板金工事	なし
ガラス工事	なし
塗装工事	A、B、C、Dの4段階
防水工事	なし
内装仕上工事	なし
機械器具設置工事	A、B、Cの3段階
熱絶縁工事	なし
電気通信工事	A、B、Cの3段階
造園工事	A、B、C、Dの4段階
さく井工事	なし
建具工事	なし
水道施設工事	A、B、C、Dの4段階
消防施設工事	なし
清掃施設工事	なし
解体工事	A、B、C、Dの4段階

別表第2（第5条関係）

発注工事別資格者表

発注工事の種類	業種	
	A（一体で発注するとき）	B（部分を単体で発注するとき）
一般土木工事	土木一式工事	
		とび・土工・コンクリート工事
		石工事
		タイル・れんが・ブロック工事
		鋼構造物工事
		鉄筋工事 解体工事
プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事	
橋梁上部工事	土木一式工事	
		プレストレストコンクリート工事
		とび・土工・コンクリート工事 鋼橋上部工事
法面処理工事	土木一式工事	
		法面処理工事
造園工事	土木一式工事	
	造園工事	
		とび・土工・コンクリート工事
舗装工事	舗装工事	
水道施設工事	土木一式工事	
		水道施設工事
		管工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
さく井工事	さく井工事	
塗装工事	塗装工事	

発注工事の種類	業種	
	A (一体で発注するとき)	B (部分を単体で発注するとき)
建築工事	建築一式工事	
		大工工事
		とび・土工・コンクリート工事
		左官工事
		石工事
		タイル・れんが・ブロック工事
		鋼構造物工事
		鉄筋工事
		防水工事
		内装仕上工事
		建具工事
		ガラス工事
		板金工事
		屋根工事
		塗装工事
	清掃施設工事	
	消防施設工事	
	解体工事	
機械設備工事	機械器具設置工事	
		鋼構造物工事
暖冷房・衛生設備 工事	管工事	
		熱絶縁工事
		消防施設工事
電気設備工事	電気工事	
通信設備工事	電気通信工事	

(注) 右欄に掲げる業種に係る工事の部分のみを単体で発注するときは、当該業種についての資格者のうちから指名業者を選定し、それ以外の場合には、中欄に掲げる業種についての資格者のうちから指名業者を選定する。

別表第3（第5条関係）

指名業者選定数標準表

請負対象設計金額	選定する指名業者の数の標準
5,000万円未満	5人以上
5,000万円以上1億円未満	9人以上
1億円以上	12人以上

別表第4（第6条関係）

格付別標準発注金額表（一）

（1）土木一式工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
2億3,000万円以上	A	
1億2,000万円以上2億3,000万円未満	A(県内)	
6,000万円以上1億2,000万円未満	A(県内)	B
2,300万円以上6,000万円未満	B	C
1,000万円以上2,300万円未満	C	
1,000万円未満	C	D

（2）建築一式工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
2億3,000万円以上	A	
1億7,000万円以上2億3,000万円未満	A(県内)	
6,000万円以上1億7,000万円未満	A(県内)	B
1,700万円以上6,000万円未満	B	C
1,700万円未満	C	D

（3）とび・土工・コンクリート工事、解体工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
1億2,000万円以上	A	
6,000万円以上1億2,000万円未満	A	B(県内)
1,700万円以上6,000万円未満	A	B
900万円以上1,700万円未満	B	C
900万円未満	C	D

（4）法面処理工事

請負対象設計金額	格 付 け	
1億2,000万円以上	A	
4,000万円以上1億2,000万円未満	A	B(県内)
1,700万円以上4,000万円未満	A	B
900万円以上1,700万円未満	B	C
900万円未満	C	D

(5) 電気工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
4,000 万円以上	A	
1,700 万円以上 4,000 万円未満	A	B
600 万円以上 1,700 万円未満	B	C
600 万円未満	C	D

(6) 管工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
6,000 万円以上	A	
1,700 万円以上 6,000 万円未満	A	B
700 万円以上 1,700 万円未満	B	C
700 万円未満	C	D

(7) 鋼構造物工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け		
6 億円以上	A		
3 億万円以上 6 億円未満	A	B (県内)	
6,000 万円以上 3 億円未満	A	B	
1,400 万円以上 6,000 万円未満	A (県内)	B	C
1,400 万円未満		C	D

(8) 舗装工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
4,000 万円以上	A	
1,500 万円以上 4,000 万円未満	A (県内)	B
1,000 万円以上 1,500 万円未満	B	C
1,000 万円未満	C	D

(9) 塗装工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け		
6 億円以上	A		
1,500 万円以上 6 億円未満	A	B (県内)	
800 万円以上 1,500 万円未満	A	B	
600 万円以上 800 万円未満	A (県内)	B	
500 万円以上 600 万円未満	A (県内)	B	C
500 万円未満		C	D

(10) 造園工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
1 億 2,000 万円以上	A	
5,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満	A	B(県内)
3,000 万円以上 5,000 万円未満	A	B
800 万円以上 3,000 万円未満	A(県内)	B
600 万円以上 800 万円未満	B	C
600 万円未満	C	D

(11) 水道施設工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け		
6 億円以上	A		
1 億円以上 6 億円未満	A	B(県内)	
5,000 万円以上 1 億円未満	A	B	
2,300 万円以上 5,000 万円未満	A	B	C
900 万円以上 2,300 万円未満	A(県内)	B	C
500 万円以上 900 万円未満	B	C	D
500 万円未満		C	D

(12) しゅんせつ工事、機械器具設置工事、電気通信工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
3 億円以上	A	
3,000 万円以上 3 億円未満	A	B(県内)
900 万円以上 3,000 万円未満	A	B
900 万円未満	B	C

(注)

- 1 表中、「(県内)」は県内業者のみに適用する。
- 2 とび・土工・コンクリート工事のうち道路付属物設置工事（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項の「道路の附属物」を設置する工事ととび・土工・コンクリート工事に該当するもの。以下同じ。）は、(3)によらず、(9)を準用すること。

別表第5（第6条関係）

格付別標準発注金額表（二）

（1）土木一式工事の場合

請負対象設計金額	格付 け	
1億2,000万円以上2億3,000万円未満	B	
6,000万円以上9,000万円未満	C	
1,500万円以上2,300万円未満	B	
1,000万円以上1,500万円未満	B	D
1,000万円未満	B	

（2）とび・土工・コンクリート工事、解体工事の場合

請負対象設計金額	格付 け	
1,400万円以上1,700万円未満	A	
500万円以上900万円未満	B	

（3）法面処理工事の場合

請負対象設計金額	格付 け	
1,200万円以上1,700万円未満	A	
600万円以上900万円未満	B	

（4）電気工事の場合

請負対象設計金額	格付 け	
4,000万円以上6,000万円未満	B	
1,700万円以上2,300万円未満	C	
900万円以上1,700万円未満	A	
600万円以上800万円未満	D	
300万円以上600万円未満	B	

（5）管工事の場合

請負対象設計金額	格付 け		
6,000万円以上8,000万円未満	B		
1,700万円以上2,300万円未満	C	D	
1,000万円以上1,700万円未満	A	D	
700万円以上1,000万円未満	D		
700万円未満	B		

(6) 鋼構造物の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
6,000 万円以上 8,000 万円未満	C	
3,000 万円以上 6,000 万円未満	A(県外)	
1,400 万円以上 1,700 万円未満	D	
800 万円以上 1,400 万円未満	A(県内)	B

(7) 舗装工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け
600 万円以上 1,000 万円未満	B

(8) 塗装工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け		
1,500 万円以上 2,300 万円未満	B(県外)		
800 万円以上 1,200 万円未満	C		
700 万円以上 800 万円未満	A(県外)	C	
600 万円以上 700 万円未満	A(県外)	C	D
500 万円以上 600 万円未満	A(県外)	D	
300 万円以上 500 万円未満	A(県外)	B	

(9) 造園工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
600 万円以上 800 万円未満	A(県内)	
500 万円以上 600 万円未満	A(県内)	B

(10) 水道施設工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け	
1 億円以上 2 億円未満	B(県外)	C
5,000 万円以上 1 億円未満	C	
2,300 万円以上 5,000 万円未満	D	
1,200 万円以上 2,300 万円未満	A(県外)	D
900 万円以上 1,200 万円未満	D	
500 万円以上 900 万円未満	A(県内)	
500 万円未満	A(県内)	B

(11) しゅんせつ工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け
3,000 万円以上 5,000 万円未満	B(県外)
900 万円以上 1,500 万円未満	C
500 万円以上 900 万円未満	A

(12) 機械器具設置工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け
3,000 万円以上 5,000 万円未満	B(県外)
900 万円以上 3,000 万円未満	C
900 万円未満	A

(13) 電気通信工事の場合

請負対象設計金額	格 付 け
3,000 万円以上 5,000 万円未満	B(県外)
900 万円以上 1,800 万円未満	C
900 万円未満	A

- (注) 1 表中、「(県内)」は県内業者、「(県外)」は県内業者以外の者のみに、それぞれ適用する。
- 2 とび・土工・コンクリート工事のうち道路付属物設置工事は、(2)によらず、(8)を準用すること。

別表第6（第7条関係）

高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事（1）

工 事 名
1 プレストレストコンクリート橋、鋼橋、水門・ゲート等の工事（補強工事を含む。）
2 つり橋のケーブル製作架設工事
3 新工法によるハイブリット構造及び鋼構造の浮函及びケーソン等の製作据付工事
4 大型港湾荷役機械製作据付工事（ガントリークレーン等）
5 一箇所で一度に多人数の視聴に供される大型の画面を有する装置の設備工事
6 交通管制（交通情報の収集伝達を一体的かつ有機的に行う装置等）設備工事及び 運転・監視制御システム設備工事
7 昇降機、発電機、冷温水発生機、ポンプ等の設備工事
8 その他上記に類するもので特別な技術を要する工事（水処理設備工事、薫蒸施設、 埋設薬物撤去処理工事及び有機汚泥除去工事等）

（注）施工能力を有する県内業者があるときは、積極的に指名すること。

高度又は特殊な技術を要する工事及び新開発工法等の新技术を用いる工事（二）

工 事 名
1 海上作業船による軟弱地盤改良工法のうち、サンドドレーン、サンドコンパクション、深層混合処理工法等により施工する工事又はこれらの工事に伴い計測管理を行いながら海上作業船による盛土等を施工する工事
2 海上作業船による浚渫、床堀及び揚土工事
3 大型海上作業機械による浮函及びケーソン等の据付及び潜水土による捨石本均し工事
4 海上杭打工事
5 シールド工法等により施工する工事
6 潜かん工事
7 地すべり工事
8 トンネル工事
9 ダム工事（堤高15m以上の堰堤工事を含む。）
10 橋梁（プレストレストコンクリート橋、鋼橋を除く。）補強（炭素繊維、鋼板接着を用いた耐震補強及び床版補強）工事
11 可動堰上部工（ゴム製）の製作設置工事
12 法面処理工事のうち、アンカー工、法枠工及び落石防止工等で特別な技術を要する工事
13 その他上記に類するもので特別な技術を要する工事

（注）施工能力を有する県内業者については、積極的に指名すること。

## 別紙 1 (第 3 条関係)

## 業種別格付表

## (1) 三原事務所

業種	格付け
土木一式工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
建築一式工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
大工工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
左官工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
とび・土工・コンクリート工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
石工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
屋根工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
電気工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
管工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
タイル・れんが・ブロック工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
鋼構造物工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
鉄筋工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
舗装工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
しゅんせつ工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
板金工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
ガラス工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
塗装工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
防水工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
内装仕上工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
機械器具設置工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
熱絶縁工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
電気通信工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
造園工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
さく井工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
建具工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
水道施設工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
消防施設工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
清掃施設工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階
解体工事	A、B、C、D、E に相当する 5 段階

## (2) 廿日市事務所

業種	格付け
土木一式工事	A、B、C、D、Eに相当する5段階
プレストレストコンクリート工事	なし
建築一式工事	A、B、C、D、Eに相当する5段階
大工工事	なし
左官工事	なし
とび・土工・コンクリート工事	なし
法面処理工事	なし
石工事	なし
屋根工事	なし
電気工事	A、B、C、Dに相当する4段階
管工事	A、B、C、Dに相当する4段階
タイル・れんが・ブロック工事	なし
鋼構造物工事	なし
鋼橋上部工事	なし
鉄筋工事	なし
舗装工事	A、B、Cに相当する3段階
しゅんせつ工事	なし
板金工事	なし
ガラス工事	なし
塗装工事	なし
防水工事	なし
内装仕上工事	なし
機械器具設置工事	なし
熱絶縁工事	なし
電気通信工事	なし
造園工事	なし
さく井工事	なし
建具工事	なし
水道施設工事	A、B、C、Dに相当する4段階
消防施設工事	なし
清掃施設工事	なし
解体工事	なし

別紙2（第6条関係）

（1）格付別標準発注金額（一）

ア 三原事務所

（ア）水道施設工事・電気工事・機械器具設置工事の場合

請負対象設計金額	総合数値				
1億5,000万円以上	A相当				
8,000万円以上1億5,000万円未満	A相当	B相当			
5,000万円以上8,000万円未満	A相当	B相当	C相当		
1,000万円以上5,000万円未満	A相当	B相当	C相当	D相当	
1,000万円未満	A相当	B相当	C相当	D相当	E相当

（イ）（ア）以外の業種の場合

請負対象設計金額	総合数値			
1億円以上	A相当			
5,000万円以上1億円未満	A相当	B相当		
3,000万円以上5,000万円未満	A相当	B相当	C相当	
1,000万円以上3,000万円未満	A相当	B相当	C相当	D相当
500万円以上1,000万円未満	B相当	C相当	D相当	
500万円未満	C相当	D相当	E相当	

イ 東広島事務所

(ア) 電気工事

請負対象設計金額	格付け			
6億円以上	A			
5,000万円以上 6億円未満	A	B		
1,700万円以上 5,000万円未満	A	B	C	
1,700万円未満	D			

(イ) 管工事

請負対象設計金額	格付け			
6億円以上	A			
5,000万円以上 6億円未満	A	B		
1,700万円以上 5,000万円未満	A	B	C	
1,200万円以上 1,700万円未満	A	B	C	D
1,200万円未満	D			

(ウ) 水道施設工事

請負対象設計金額	格付け			
2億 3,000万円以上	A			
5,000万円以上 2億 3,000万円未満	A	B		
1,700万円以上 5,000万円未満	A	B	C	
1,200万円以上 1,700万円未満	A	B	C	D
1,200万円未満	D			

ウ 廿日市事務所

(ア) 土木一式工事の場合

請負対象設計金額	総合数値		
5 億円以上	A相当		
1 億円以上 5 億円未満	A相当	B相当	
3,000 万円以上 1 億円未満	B相当	C相当	
1,000 万円以上 3,000 万円未満	B相当	C相当	D相当
500 万円以上 1,000 万円未満	C相当	D相当	
500 万円未満	D相当	E相当	

(イ) 建築一式工事の場合

請負対象設計金額	総合数値		
5 億円以上	A相当		
2 億円以上 5 億円未満	A相当	B相当	
1 億円以上 2 億円未満	A相当	B相当	C相当
5,000 万円以上 1 億円未満	B相当	C相当	
1,500 万円以上 5,000 万円未満	B相当	C相当	D相当
1,000 万円以上 1,500 万円未満	C相当	D相当	
500 万円以上 1,000 万円未満	C相当	D相当	E相当
500 万円未満	D相当	E相当	

(ウ) 電気工事の場合

請負対象設計金額	総合数値	
2 億円以上	A相当	
5,000 万円以上 2 億円未満	A相当	B相当
1,000 万円以上 5,000 万円未満	B相当	C相当
1,000 万円未満	C相当	D相当

(エ) 管工事の場合

請負対象設計金額	総合数値	
2 億円以上	A相当	
5,000 万円以上 2 億円未満	A相当	B相当
1,000 万円以上 5,000 万円未満	B相当	C相当
1,000 万円未満	C相当	D相当

(オ) 舗装工事

請負対象設計金額	総合数値		
3,000 万円以上	A相当		
1,000 万円以上 3,000 万円未満	A相当	B相当	
500 万円以上 1,000 万円未満	A相当	B相当	C相当
500 万円未満	B相当	C相当	

(カ) 水道施設工事の場合

請負対象設計金額	総合数値		
5 億円以上	A相当		
1 億円以上 5 億円未満	A相当	B相当	
3,000 万円以上 1 億円未満	B相当	C相当	
1,000 万円以上 3,000 万円未満	B相当	C相当	D相当
500 万円以上 1,000 万円未満	C相当	D相当	
500 万円未満	D相当		

(2) 格付別標準発注金額 (二)

ア 東広島事務所

(ア) 電気工事

請負対象設計金額	格付け		
5,000 万円以上 9,000 万円未満	C		
1,700 万円以上 3,500 万円未満	D		
1,700 万円未満	A	B	C

(イ) 管工事

請負対象設計金額	格付け
5,000 万円以上 9,000 万円未満	C
1,700 万円以上 5,000 万円未満	D
1,200 万円未満	C

(ウ) 水道施設工事

請負対象設計金額	格付け	
2 億 3,000 万円以上 6 億円未満	B	
5,000 万円以上 2 億 3,000 万円未満	C	
1,200 万円未満	C	

イ 廿日市事務所

(ア) 土木一式工事

請負対象設計金額	総合数値	
5 億円以上 7 億 5,000 万円未満	B相当	
1 億円以上 2 億 5,000 万円未満	C相当	
5,000 万円以上 1 億円未満	A相当	
3,000 万円以上 5,000 万円未満	A相当	D相当
1,500 万円以上 3,000 万円未満	A相当	
1,000 万円以上 1,500 万円未満	A相当	E相当
500 万円以上 1,000 万円未満	B相当	E相当
500 万円未満	B相当	C相当

(イ) 建築一式工事

請負対象設計金額	総合数値		
5 億円以上 7 億 5,000 万円未満	B相当		
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	C相当		
8,000 万円以上 1 億円未満	A相当		
5,000 万円以上 8, 0 0 0 万円未満	A相当	D相当	
4,500 万円以上 5,000 万円未満	A相当		
1,500 万円以上 4,500 万円未満	A相当	E相当	
1,000 万円以上 1,500 万円未満	A相当	B相当	E相当
500 万円以上 1,000 万円未満	B相当		
500 万円未満	B相当	C相当	

(ウ) 電気工事

請負対象設計金額	総合数値	
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	B相当	
5,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満	C相当	
1,000 万円以上 5,000 万円未満	A相当	D相当
1,000 万円未満	B相当	

(エ) 管工事

請負対象設計金額	総合数値	
2 億円以上 2 億 5,000 万円未満	B相当	
5,000 万円以上 1 億 2,000 万円未満	C相当	
1,000 万円以上 5,000 万円未満	A相当	D相当
1,000 万円未満	B相当	

(オ) 舗装工事

請負対象設計金額	総合数値	
5,000 万円以上 6,000 万円未満	B相当	
3,000 万円以上 5,000 万円未満	B相当	C相当
1,000 万円以上 3,000 万円未満	C相当	

(カ) 水道施設工事

請負対象設計金額	総合数値	
5 億円以上 7 億 5,000 万円未満	B相当	
1 億円以上 2 億 5,000 万円未満	C相当	
5,000 万円以上 1 億円未満	A相当	
3,000 万円以上 5,000 万円未満	D相当	
500 万円以上 1,000 万円未満	B相当	
500 万円未満	B相当	C相当